

男女平等推進センターの現状及び課題と今後の方向性について（2月9日案）

1 概要

男女平等推進センターについて、武蔵野市第五次男女平等推進計画では「『男女平等推進センター条例』制定（※）から10年を迎えるため、これまでセンターの果たしてきた役割を検証し、今後の課題・方向性について整理を行い、機能充実を図る。」としている。

これを受けて、令和6年度から令和7年度にかけて、武蔵野市男女平等庁内推進会議を中心に、武蔵野市男女平等推進審議会の意見も伺いながら検討を行った。検討は、施設の目的・役割、事業、施設、運営体制の4つの項目について行い、それぞれの現状と課題、今後の方向性をまとめた。

なお、検討にあたっては、内閣府が令和6年10月にまとめた「男女共同参画センターにおける業務及び運営についてのガイドライン作成検討に関する提言」や、令和8年1月にまとめた「男女共同参画センターにおける業務及び運営についてのガイドライン」（以下「国ガイドライン」という。）も参考にした。

（※）平成27年12月17日制定

2 項目ごとの現状及び課題と今後の方向性

（1）センターの目的・役割

【現状・課題】

- ・市の男女平等推進の拠点として、相談や講座をはじめ様々な事業を行ってきた。
- ・講座等の事業は市民との連携・協働により推進してきた。
- ・利用者が一部の層に限られ、利用者数も少ない。
- ・家族構成や社会状況の変化により、どのような利用者が、どのような目的で利用する施設であるべきか再確認する必要がある。

【今後の方向性】

- ・多様な関係者と連携・協働し、広く地域住民に開かれた存在とする。
- ・広く男女平等の推進に係る啓発、情報提供、市民団体支援、相談等を行なう。
- ・市民が訪れやすい環境を整備する。

～国ガイドライン～

*男女共同参画センターの理念と役割

□センターには、基本法第9条に基づき地方公共団体が地域の実情に応じた男女共同参画を進めるにあたり、各種関係団体など関係者の核となって施策を展開するとともに、同法第18条第2項に基づき、連携・協働の拠点としての機能を担うことが求められる。

・センターは、男性や若年層を含め、地域の多様な住民が参画し、男女共同参画を進める拠点となることが重要である。

(2) 事業

【現状・課題】

① 学習、研修、啓発

- ・男女共同参画フォーラム等、様々な切口で講座を実施している。
- ・男女平等に関心の薄い層への啓発が十分でない。
- ・男女平等について体系的に学ぶ機会の提供が十分でない。

② 情報収集、提供

- ・男女平等推進情報誌「まなこ」を創刊以来、市民参加により発行している。
- ・「まなこ」の編集に要する負担が大きい。
- ・まなこの読者の拡大、より広い読者意見の収集も必要である。
- ・情報コーナーの図書の利用が少ない。

③ 市民及び団体の交流、活動支援

- ・団体活動補助金や会議室使用料の減免、優先利用等、団体の活動に必要な支援を行ってきた。
- ・団体活動補助金を利用する団体が減少している。

④ 市民相談及び社会参加促進

- ・女性総合相談、女性法律相談、むさしのにじいろ相談等さまざまな相談に対応できるように体制を整えてきた。
- ・多様な曜日、時間帯に相談が受けられるよう、利用者に配慮した相談体制をとっている。
- ・一層利用しやすい相談窓口とするためには、相談が予約制であることや、相談ができる時間が少ないこと等について、改善の余地がある。
- ・男性のための相談を実施していない。
- ・社会参加促進の取組が少ない。

⑤ その他

- ・同性同士、異性同士にかかわらず利用できるパートナーシップ制度を導入し、一定の利用がある。
- ・さらにパートナーシップ制度の理解・利用促進が必要である。

【今後の方向性】

① 学習、研修、啓発

- ・啓発の目的に合わせた柔軟で多様な講座等を実施する。
- ・出前講座など出張事業を拡充し、より広く啓発を行う。
- ・市民会館内にあることを活かした事業展開を行う。(市民会館施設の活用、市民会

館や子育てひろばとの連携等)

② 情報収集、提供

- ・より効果的かつ効率的な方法による情報提供を検討する。
- ・情報コーナーのレイアウトの工夫や、図書館との連携、図書の検索性の向上等により図書の利用促進を図る。
- ・男女平等に関する市民の活動の記録など本市にしかない資料の保管を適切に行う。

③ 市民及び団体の交流、活動支援

- ・団体のニーズに合わせた支援を行うことで、団体活動を活性化する。

④ 市民相談及び社会参加促進

- ・女性のための総合相談窓口として、より利用しやすいものとするため、予約なく、匿名で相談できる体制や、相談ができる時間の拡大を検討する。
- ・福祉的な相談支援が必要なケースは他機関につなぐなど、状況に応じた適切な対応を行う。
- ・オンライン相談について、試行を経て本格導入を目指す。
- ・男性のための相談を実施する。
- ・相談室を、他課の相談のサテライトの場としての利用に供する。
- ・様々な対象者を想定した居場所事業等、社会参加や課題発見の契機となるような事業を実施する。

⑤ その他

- ・パートナーシップ制度の利便性の向上を図る。
- ・広報がより伝わりやすいものとなるよう媒体やデザイン等を工夫する。
- ・啓発や相談、居場所等の事業が相乗効果を発揮するような展開を工夫する。

～国ガイドライン～

* 広報・啓発

□ 女性活躍・男女共同参画が身近な問題であることや、男性や地域全体にとっても大事な取組であることを伝える。その際、広報・啓発の対象に応じた方法や内容とする。

* 講座・研修

□ 女性活躍・男女共同参画に関する現状、地域における課題の紹介講座

□ 企業や学校、地域コミュニティ（自治会、消防団等）など、幅広い層にアプローチするための出前講座等。その際、関係機関・団体との意見交換を通じて、対象やそのニーズに適した講座・研修の在り方を模索する。

* 女性活躍・男女共同参画に関する資料の充実

□ 予算や配置スペースの制約等を踏まえ、公立図書館との連携も積極的に図り、公立図書館内に女性活躍・男女共同参画に関する特設コーナーを適時設けることや、公立図書館から関係図書を預かり、センターで利用できるようにする等、図書機能の提供方法について工夫する。

* 相談対応

□ 男性向けの家庭の悩みや健康問題、あるいは自身の生き方等に関する相談窓口が女性に比べて少ないこと等に鑑み、男性を対象とした相談体制を確保する。

□ 相談対応の手段として、電話相談のみならず、SNSによる相談を受け付けることで、若年層や初めて相談を行う方にとって心理的負担を軽減し、気軽な相談を行えるようにする。

(3) 施設

【現状・課題】

① 会議室

- ・会議室の利用申請の期間が短く、利用団体にとって使いにくい。
- ・Wifi環境が脆弱である。

② 相談室

- ・防音になっていない。
- ・オンライン相談に対応できる環境がない。

③ 交流コーナー・情報コーナー

- ・情報コーナーは閉鎖的で入りにくい。
- ・両コーナーとも利用が少ない。

【今後の方向性】

① 会議室

- ・利用者のニーズを踏まえ、適切な利用申請期間について検討する。
- ・Wifi環境を強化する。
- ・空き状況の確認や予約等の利便性向上のため、施設予約システムの導入を検討する。
- ・会議室利用者へのプロジェクターの貸出や、壁面へのピクチャーレールの敷設など、会議室の利便性向上を図る。

② 相談室

- ・部屋の防音化及び、オンライン相談に対応できる環境を整備する。

③ 交流コーナー・情報コーナー

- ・交流コーナーと情報コーナーを一体化させ、開放的なレイアウトにすることで、図書の利用促進と交流コーナーの活性化を図る。
- ・男女平等推進センターの利用者だけでなく、建物に来館したすべての利用者が快適に過ごせるよう、随時運用の工夫を行なう。

～国ガイドライン～

*男女共同参画センター設置に当たっての留意点

- 相談対応を実施する際には、相談内容や個人情報が第三者に漏洩しないようプライバシーの保護に留意する必要があるため、来訪による相談の場合は個室で対応する等、相談者が安心して相談できる環境を整えること。
- 図書機能を設ける際に、女性活躍・男女共同参画に関する図書や資料を分類ごとに整理・配列することや、利用者のための閲覧スペースを確保すること。

(4) 運営体制

【現状・課題】

- ・センター運営に必要な能力を持った人材の獲得や育成を強化する必要がある。
- ・夜間や土日祝日には来館者が極端に少ない場合があるが、施設管理上職員を配置する必要があり、限られた人的資源を最適に配置するという観点で課題がある。

【今後の方向性】

- ・今後の事業を実施するために適切な職員体制を整備する。
- ・職員に求める能力を明確化し、専門機関の研修プログラム等を活用して育成を図る。
- ・専門知識のある外部の人材の活用について研究する。
- ・閉館時間を見直し、業務量の多い時間に職員を厚く配置する。なお、開館時間外でも必要に応じて事業を実施する。

～国ガイドライン～

*センター職員に求められる能力

□ 専門的な知識・資格、地域内での関係機関との連携力、地域課題の把握力、事業実施力、情報管理能力、デジタルリテラシー